

答申（制）第26号
平成29年3月22日

長崎県知事 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年3月6日付け28こ家第594号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。